

令和3年9月3日
生食発0903第1号
3輸国第1182号

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)
農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国から台湾向けに輸出する牛肉および食肉製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」及び別紙TW-A3「台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、要綱について、衛生証明書の様式を変更するほか、下記のとおり、所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙TW-A1について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 別紙様式7の食肉衛生証明書様式を変更した。

(2) 台湾向け輸出食肉製品に添付する原料食肉証明書を発行する手続については別紙 TW-A3 に記載した。

2 別紙 TW-A3 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 台湾向け輸出食肉製品に添付する原料食肉証明書の様式を別紙様式 6 のとおりとした。
- (2) 別紙様式 8 の台湾向け食肉製品に添付する衛生証明書様式を変更した。
- (3) 台湾向け輸出食肉製品の輸出検疫証明書の申請に必要な書類から原料食肉証明書を削除した。

3 輸 国 第 1183 号
令 和 3 年 9 月 3 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部
改正について

我が国から豪州向けに輸出する水産食品及び養殖等用飼料については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙AU-S1「オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱」に基づきそれぞれ取り扱われているところです。

今般、要綱について、下記のとおり、所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙AU-S1について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 豪州向け輸出水産食品(サケ科のもの)に添付する衛生証明書を発行する手続を追加した。
 - (2) オーストラリアの最新の規則に従い、別添2の輸出可能な製品一覧及び別添3の「consumer ready」製品の定義を更新した。